

### (3) いじめ防止全体計画

#### 野田小学校いじめ防止基本方針

##### 【基本方針】

いじめは「人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめはいじめる側が悪い。いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、南島原市いじめ防止基本方針にのっとり、保護者や関連機関との連携を図りながらいじめ防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

##### 【目指す子ども像】

- ・思いやりの心を持ち、友だちを大切にすることも
- ・素直な心を持ち、「ありがとう。」「ごめんなさい。」が言える子ども
- ・強い心を持ち、いじめを許さない子ども

##### 【PTAとの連携】

会長・副会長

##### 【地域との連携】

主任児童委員・民生委員  
野田小の子どもを育てる会  
野田名振興会

##### 【いじめ対策委員会】

校長・教頭・教務主任  
生活指導主任・養護教諭  
特別支援コーディネーター  
スクールカウンセラー  
該当児童担任

##### 【関係機関】

南島原市教育委員会  
警察署  
児童相談所  
医療機関・法務局  
人権擁護委員協議会

##### 【いじめ防止】（いじめを生まない学校づくり）

- ア 校内指導体制の確立を図る。
- イ 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上に努める。
- ウ すべての教育活動を通して、人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。
- エ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、道徳性を養う道徳教育の充実を図る。
- オ 子どもの自己肯定感と自己指導能力の育成を図る。
- カ 発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援を組織的に行う。
- キ 家庭、PTA、学校評議員会、学校支援会議、地域団体との連携強化を図る。
- ク 入学時、各年度初めには、児童、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する「学校いじめ防止基本方針」を説明し、周知を図る。
- ケ 「学校いじめ防止基本方針」による取組の評価を行う。

##### 【早期発見】（早期発見のための措置）

- ア 日常的な児童観察を行うと共に、職員がいつでも情報を共有できる情報交換会等を行う。
- イ 学校生活における児童の心身の実情把握のために、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談を実施する。
- ウ 教育相談体制の整備とスクールカウンセラー、心の教育相談員の活用を図る。
- エ PTAや地域の各機関との情報の共有を図る。
- オ 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

##### 【いじめに対する措置】（実際の対応）

- ア いじめに関する情報を受けたときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。
- イ いじめであることが確認された場合は、教職員は「いじめ対策委員会」を中心に連携し、対応の組織化を図る。
- ウ いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保しつつ、事実関係の聴取を行うと共に今後の対応について保護者と情報を共有する。
- エ いじめた児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが解消するまで適切に指導すると共にその保護者へ確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。
- オ 事案によっては個人情報やプライバシーに気を付け、いじめの事案調査（アンケート等）を実施したり、PTAや関連機関と協議し対応したりする。（出席停止を含む）
- カ 全児童に、「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- キ いじめが「解消している」状態になっても、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。